

ごたんだ通信

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

2022年新春号

No.55

五反田法律事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル5F

TEL 03 (3447) 1361 FAX 03 (3447) 1538

<https://gotandalaw.com/>

あけまして
おめでとうござい
ます



金沢城公園金沢城にて 撮影者・丸山 紀人

一昨年、昨年は、コロナに始まり、コロナで終わった感がありました。昨年11月あたりから新規感染者数は落ち着いてきましたが、第6波の到来も懸念されていますが、第6波の到来も懸念されておりますので、当事務所はこれまでどおりマスクの着用、手指の消毒、換気とアクリル板の設置などの感染対策に注意を払っていきます。

昨年は新たに岸田内閣が誕生しました。新政権には、まずコロナ対策としてワクチン接種の推進とともに早期の治療薬の開発・承認、医療提供体制の整備に努めてほしいと思います。また、コロナ禍で休業や時短営業を強いられ廃業に追い込まれた方もおりましたので、今まで以上の営業補償や困窮者への経済的支援を期待したいと思いま

まだコロナ感染拡大前の日常生活に戻ることは難しいようですが、今年は安心安全な暮らしを取り戻すことができるよう願うとともに、皆さまの本年のご多幸をお祈り申し上げます。

コロナ感染のため裁判もかなり様変わりしたところがあります。これまでの民事裁判は期日に当事者や代理人が裁判所に出頭していましたが、Web(ウェブ)や電話会議による裁判が広がり、裁判所に出頭する必要はなくなり、効率化が進んだ面もあります。しかし、裁判期日は2週間間隔で設定され間延びしあたままでの、迅速化のため元の毎週の設定に戻すことや、裁判傍聴の人数制限を緩和することも検討してもらいたいところです。

まだコロナ感染拡大前の日常生活に戻ることは難しいようですが、今年は安心安全な暮らしを取り戻すことができるよう願うとともに、皆さまの本年のご多幸をお祈り申し上げます。

弁護士 亀井 時子	弁護士 千葉 一美	弁護士 甲斐 朝美
弁護士 佃 俊彦	弁護士 田島 亮太	弁護士 真野 亮太
弁護士 富澤 恒久	弁護士 鳥海 浩	弁護士 串山 泰生
弁護士 伸江 準	弁護士 丸山 紀人	弁護士 丸山 紀人
事務局一同		

Close-up

最高裁判所での勝利判決 —13年間闘い続けた人達—

弁護士 甲斐 朝美



に重宝されました。しかし、実際には、建築現場で石綿含有建材を使用したことが原因で石綿関連疾患に罹患した被災者やその遺族300名以上が、国と建材メーカーに対し、損害賠償を求めて、東京地方裁判所に提訴しました（建設アスベスト東京1陣訴訟）。

建設作業従事者の中には、従業員を雇わず、自分一人で建設業を営んでいる人（一人親方）も大勢いますが、東京1陣訴訟の原告の中にも、大勢の「一人親方」の被災者やその遺族がいました。彼らは、建設アスベスト訴訟で、被災者に対する責任を認めました。他方、一人親方や中小事業主（以下「一人親方等」といいます）の被災者に対する責任は認めず、また、建材メーカーの責任も一切認めませんでした。

日本では、戦前から2005年までの間に約1000万トンの石綿（アスベスト）が輸入され、その約7割が建材に使用されました。石綿は耐火性や断熱性に優れ、安価でしたので、非常に長年に渡り、裁判で国と建材メーカーの責任を追及し、闘い続けた人達がいます。

そして、2021年5月17日、最高裁判所は、東京1陣の原告や、神奈川、大阪、京都の原告らについて、初めて建設アスベスト訴訟に対する判断となる判決を言い渡しました。この判決において、最高裁判所は、国に対して、1975年10月1日から2004年9月30日までの間に屋内建設作業に従事した被災者らに対する国責任を認めました。また、一部建材メーカーについても責任を認められた（東京1陣訴訟の原告らについては、建材メーカーの責任に関して、東京高等裁判所に差戻し、そこで改めて審理するよう言い渡しました）。

この翌日、菅義偉首相（当時）は、原告団代表らを首相官邸に招いて、被害者やその遺族らに深くお詫びするとして謝罪の意を表しました。ようやく、被災者らは、国の代表者から謝罪の言葉を受けましたが、ここまで、東京1陣訴訟の原告らにとって、13年もの長い道のりでした。この間、多くの被災者らが命を落とし、既に8割以上の被災者本人はお亡くなりになっていました。

そして、2021年6月9日、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給に関する法律」（建設石綿被害者給付金法）が国会で成立しま



弁護士の
つぶやき

我が子の小学校のPTA会長を引き受け約3年になります。

もともと、子どもに関する事件に取り組んできた事もあり、PTAに興味がありました。が、仕事が忙しく家の事も出来ない状態でPTA活動なんてとても無理！と思っていました。そんな私がPTAを引き受けたきっかけは、父の死でした。

父はいわば昭和の頑固親父。多くを語らず、褒められた記憶も全くなし。そんな父が4年前に65歳で他界しました。末期の肺がんとわかったのは亡くなるわずか1週間前の事。具合が悪くなったら、アッという間に亡くなってしまいました。亡くなった当时、父は自治会長、神社の総代、小学校の

この給付金法は、労働者あるいは一人親方等として、1975年10月1日から2004年9月30日までの間に屋内建設作業（石綿吹付作業は1972年10月1日から）に従事し、石綿肺、肺ガン、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した人に対して、同疾患に起因する死亡や症状の程度に応じて550万円～1300万円を給付するものです。

この給付金法は、建設アスベスト訴訟を闘った多くの原告らの「自分達の被災者に救済を」という13年に及ぶ強い想いが結実した賜物です。

残された課題として、屋根工などの屋外建設作業者と言われる被災者の救済の問題や、建材メーカーの責任追及という問題があります。これらの残された課題についても、原告らと共に真摯に取り組み、解決に向けて力を尽くしたいと思います。

弁護士 富澤 伸江

同窓会長と3つの地域の役職を引き受けました。

父亡き後、地域の方々に「なぜ3つの役職を引き受けてしまったのか…本当にご迷惑をおかけして申し訳ありません」とご挨拶に回った時、地域の方から思いがけない話を伺いました。生前父が「うちの娘は仕事が忙しくて地域の事をやれないから、その分俺がやるんだ」と話していたと。…あの父がそんな事を考えていたなんて。胸が熱くなりました。

PTAをやらないかと声がかかるたのはその1年半後の事でした。父が亡くなるまでは、仕事の忙しさを理由にお声掛けいただいでもお断りしていたのですが、この時は、父

国上告を退け、東京高等裁判所の判断が確定しました。この時、ようやく、一人親方等も含めた屋内建設作業に従事していた被災者らに対する国責任

そこで、原告も国も控訴し、東京高等裁判所で裁判が続けられました。2018年3月14日、東京高等裁判所は、屋内建設作業に従事した被災者について、一人親方等の原告に對しても、国が責任を認めました（ただし、建材メーカーの責任は認めませんでした）。

このように何度も裁判所が国責任を認める判決を下していた中、それで対して損害賠償請求訴訟を提起しました。加えて、東京でも2陣、3陣と、多くの被災者らが国と建材メーカーに損害賠償を求める裁判を提起しました。裁判所は、これからの裁判の多くに負け続け、「8連敗」という状況でした。このように何度も裁判所が国責任を認める判決を下していた中、それで対して損害賠償請求訴訟を提起しました。この時、東京1陣訴訟の提訴から既に10年近く経っており、原告らは10年も間、裁判を闘う日々を送っています。

2020年12月14日、最高裁判所は、国上告を退け、東京高等裁判所の判断が確定しました。この時、ようやく、一人親方等も含めた屋内建設作業に従事していた被災者らに対する国責任

横須賀石炭火力発電所訴訟

弁護士 千葉 恒久

大熱波、大干ばつ、大豪雨。「大」がつく災害が世界各地で続いている。日本でも、毎年1,000人以上の人人が熱中症で亡くなっています。元凶は化石燃料を燃やすことで放出される二酸化炭素です。石炭と石油は産業革命の原動力になりましたが、それによって地球は人類が住めない場所に変わろうとしています。

ところが、日本ではいまだに新しい石炭火力発電所の建設が続いている。神奈川県横須賀市でも、東京電力と中部電力の合弁会社が新しい発電所を建設中で、稼働後は年間700万トン、150万世帯分のCO₂を排出すると予想されています。世界が化石燃料との決別に頭を悩ませているときに、新たな石炭火力発電所を建設するというのは、いくらなんでもおかしいのではないか。環境アセスメントでは多くの反対意見が出ましたが、経済産業大臣はアセスを了承する通知を出しました。

今、東京地裁では横須賀の市民らが起こした訴訟が続いている。国に対し、アセスの了承通知を取り消すよう求める訴訟です。横須賀でも豪雨による土石流災害が頻発しています。目の前の海はきれいに見えますが、海の中は磯

焼けがひどく瀕死の状態です。それなのに、環境アセスでは気候変動がもたらす影響が全く調査されず、石炭ではない燃料を使うことも検討されませんでした。「新たな発電所を建設すれば汚染物質の排出量が減り環境が良くなる」との理由で、一部の調査も省略されました。比較の対象としたのは50年前、横須賀の旧石油火力発電所が全盛期だったころの排出量です。「こんな欠陥アセスで巨大発電所の建設が許されていいはずはない」というのが原告らの訴えです。

日本では政治と企業の意識がなかなか変わりませんが、脱炭素社会への奔流を日本だけが無視し続けられるとは思えません。欧州では議会と政府に異議を唱える最高裁の判決が続いている。それは気候変動が基本的人権の侵害に直結する問題であるからです。訴訟ではこうした世界の司法の動きも積極的に紹介しています。審理はすでに大詰めを迎えており、今年の半ばには判決が出る見通しです。



品川
散歩

暗渠を巡る

肥後国藩主細川家下屋敷の庭園跡を利用して造られた戸越公園内には、大きな池がある。近隣の方々なら知らない人はいないだろうが、しかし、この池を起点に川が流れていた歴史があることはあまり知られていないのではないだろうか。その名を古戸越川（ことごえがわ）という。園内池の南東から発し、下神明駅坂下を通り、三ツ木通り商店街と新幹線の高架が交差するあたりまで続いている。現在は蓋をされ「暗渠」となっているが、歩いてみると当時の面影が偲ばれる。



現在は撤去されています



線路下に当時の名残が見られる

退所挨拶

弁護士 田村 有規奈

短い間でしたが、五反田の皆様には大変お世話になりました。

執務スペースでも聞こえる山手線の発車メロディ、目黒川の桜並木に酔い覚ましに散歩をした島津山、これからもふとした時に思い出すことだと思います。素敵な街でお仕事をさせていただき、ありがとうございました。

皆様の益々のご健勝を心よりお祈りしております。

法律相談のお知らせ

まずはお気軽に
お電話ください。

相談料
30分
¥5,500-

五反田駅
東口徒歩
1分

☎ 03-3447-1361

受付時間は平日9時～18時です。

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

五反田法律事務所

検索

<https://gotandalaw.com/>

